琉球大学学術リポジトリ

日米安保改定への道

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2007-04-10
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 我部, 政明, Gabe, Masaaki
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/377

日米安保改定への道

Roads to the U. S.-Japan Mutual Security Treaty

我部政明

Masaaki Gabe

Professor

International Politics

問題の所在

(一)沖縄施政権返還の目的

(三) 旧日米安保体制

(二) 日本への「核持ち込み」

(四) 重光の訪米

(五) 日米安保の障害

おわりに

__

問題の所在

迎撃ミサイルのナイキ・ハーキュリーズ基地があげられた、という。これは、一九六九年十一月二十一日、当時の ある。著者の若泉氏は佐藤首相の密使として沖縄返還交渉の舞台裏に登場した人物として知られていただけに、同 米大統領であったリチャード・ニクソンと日本の首相であった佐藤栄作の間で交わした秘密の約束だ、という。 本への核兵器の持ち込める権利を持つ。持ち込まれた核を貯蔵する場所として嘉手納、那覇、辺野古および地対空 轡のなかで公開された密約の案文をめぐって、日本国内とりわけ沖縄で問題となった。 以上は、一九九四年五月に出版された若泉敬『他策ナカリヲシ信ゼムト欲ス』(文藝春秋)に記るされた内容で 九七二年の沖縄返還の際に、米国はそれまで沖縄に配備していた核兵器を撤去する。また、米国は緊急時に日

してきた原則である。また、国会にて決議された原則である。もし、この密約が存在するのであれば、日本政府は 持ち込まない」という非核三原則は、一九六七年十二月に佐藤首相が表明して以来、歴代の内閣が国是として確認 これまで国民を欺いてきたことになる。 はたして、日米間に核の持ち込みを認める秘密の約束が存在するのか、否か。「核を保有しない、製造しない、

と答えている。若泉氏が証言した核の密約は、マスメディアの関心を惹き起こしたものの、疑惑の域を脱する検証 の村山富市委員長の質問に対し、当時の羽田孜首相が「密約が交わされたことはない」「非核三原則は堅持する」 同書によって浮かび上がった密約の疑惑について、一九九四年五月の衆議院本会議にて、当時野党だった社会党

廃絶道への道』朝日新聞社、一九九五年、として刊行)である。その第三部「日本の選択」において、佐藤内閣の 例外ともいえるのは、朝日新聞大阪本社社会部が同紙上で連載した「核兵器廃絶への道」 (同連載は、

はないまま現在に至っている。

「矛盾」を指摘する。 ち込みを否定しながら、米国の核の傘に入ることによって安全をはかる日本の安全保障政策の「あいまいさ」と ざる得なかったという。日本における当時の関係者の証言などにもとづいて、同連載は非核三原則によって核の持 政府の公文書探しを試みたようだ。だが、ニクソン政権時の公文書の本格的公開がまだ進んでいないため、断念せ 非核三原則が作られていく過程が検証っされている。当初、米国立公文書館にて若泉氏のいう核の密約に関する米

をつぎのように述べる。この部分の発言は慎重かつ微妙な表現となっているため、英文学者・中野好夫の訳を引用 ス・ジョンソン国務次官(当時)は、核兵器について述べた共同コミュニケ第八項の説明として、核の再持ち込み 景説明)にて、米政府は核の再持ち込みについて、すでに言及していた。米政府内で返還交渉を指揮したアレクシ 密約がかわされたとされる一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談直後に米政府が開いた記者ブリーフィング(背 米国政府は、現在のところ、この若泉氏が証言する密約疑惑に関し何らのコメントもしていない。しかし、この

to do so)、日本と協議と行うという権利を、きわめて慎重に(carefully)留保しているわけであり、そのこと 貯蔵する権利は行使しないということを言ったものです。しかし、お気づきと思うが、この項に、万一もし例外的 は、特に(注-specifically『特にはっきりと』とした方がもっといいかもしれぬ)核兵器の関してです。 そんな 異常な(原語は exceptional)事態が起こって、われわれがそうする必要を感じた場合(注-『そうする』とは、 してのことだが、そうした場合、われわれがその事態を、それほどまでに重大視しているのに、日本が同じ問題を わけで、なんというか、万一もしわれわれがこの問題を考えなければならぬような緊急事態が起こった場合を仮定 「この項は、アメリカは、(沖縄の)復帰時期(reversion)、すなわち一九七二年において、核兵器を沖縄に

ちらにでも決定しうるということです。このことについては、首相も外相も何度か言明しているはずです」 本の答がノーであるという仮定に立つものでは必ずしもありません。協議とは、日本側がイエスともノーとも、ど 同様に重大視しなかろうことは、必ずしも考えていません。したがって、この項の協議というのは、つねに必ず日 中野氏は、以上のジョンソン次官の発言をつぎのように解説する。

いうかもしれぬ」 ろうし、さすがにジョンソン次官も、そこまで露骨に言わなっただけの話であろう。狙いはまさに図に当たったと 明は、有事核持ち込みもはや疑いなし、とでもいわんばかりのはっきりした書き方で、直ちに米英仏などの各紙が うが、全く問題になっていないのは当然としても、ジョンソン次官のきわめて微妙な含意をただよわせた抽象的説 いっせいに報道しているのだ。具体例は、いずれあとで改めて紹介するつもりだが、おそらく当然の受け取り方だ 「愛知外相の、有事核持ち込みを認める保障なしという説明が、日本語の日本人向けのそれであったせいもあろ

にすぎない。 とになる。これが、米政府がもつ核の再持ち込みの権利である。ジョンソン次官の発言には、返還時までに沖縄か ら核兵器を撤去するが、再持ち込みをおこなう際、例えば沖縄などの場所を具体的に指さず、日本とだけ表現する を行うが、事実上、日本政府が米政府と同じように事態の重大性を認識するはずなので核の持ち込みを承知するこ つまり、緊急事態が発生すれば米国は日本に核を持ち込む権利を持つ。もちろん、日本政府との間で事前限協議

説を立て、それを公文書史料に基づいて証明しようというのが本稿の目的である。 体的には、すでに一九六〇年の安保改定交渉過程において何らかの日米間に秘密合意が存在したのであろうとの仮 本稿は、緊急事態が生じた際に事前協議制度はどのように運用されるのであろうかについて探ることにある。

(一)沖縄施政権返還の目的

の一九八三年一月八日と一月三十一日に公開されている。 九七二年の沖縄返還を米国政府が決定する過程で決定的な意味を持つ重要な二つの文書が、今から十年以上前

安全保障研究メモランダム第五号(NSSM-5)である。同文譽は、国務長官、国防長官、財務長官、中央情報局 (CIA)長官、統合参謀本部議長に宛てられており、主題は、対日政策となっている。全文は、以下の通り。 つは、誕生直後のニクソン政権下で国家安全保障会議(NSC)が作成した一九六九年一月二十一日付けの国家

とする。 条約、および(四)経済政策を含む日米間の全般にわたる諸問題に関して、米国のとるべき選択肢を考慮するもの するように指示した。この研究ペーパーは、(一)沖縄返還、(二)日本における米軍基地、(三)日米安全保障 「大統領は、国家安全保障会議(NSC)によって考慮されるべき米国の対日政策についての研究ペーパーを準備

ずるとともに、財務長官に対してその代表者をこの研究グループに参加させるよう指示した。また、この研究グルー プの議長は、他の省庁から研究グループの特定の会議にその代表を招待することができる。 大統領は、この研究の実施を国家安全保障会議(NSC)の東アジアに関する関係省庁担当者グループに対して命

この研究ペーパーは、一九六九年三月十日までに、国家安全保障会議レビュー・グループに提出されなければな

(署名)ヘンリー・A・キッシンジャー」

らない。

つぎに、検討すべき対象は、沖縄返還だけでなく、在日米軍基地、日米安保条約、経済政策など全般にわたり、そ この文書の持つ意義は、少なくとも三点ある。まず、米政府が沖縄返還についての検討を正式に開始したこと。

れらの連関性が重視されたことである。そして、その検討が、大統領直属の国家安全保障会議というかなりの高い レベルでおこなわれたこと。それだけでなく、東アジアに関連する各省庁の担当者の参加に道を開く検討グループ

縄返還の検討が国家安全保障会議(NSC)で開始される背景について、つぎのように述べる。 れていた。沖縄返還交渉に当たった関係者へのインタビューにもとづいて書かれた同論文は、この文書の命じる沖 間の相互作用、一九六六年-六九年」(日本国際政治学会編『国際政治』五十二号、一九七五年)によって、知ら 13)(次回に紹介)の存在は、公開される以前からプリシラ・クラップ「沖縄返還交渉-ワシントンにおける官僚 の構成とすることにより、米政府全体の関心・利益が反映されることになった。 この国家安全保障研究メモランダム第五号(NSSM-5)および国家安全保障決定メモランダム第十三号(NSDM

強化を図るばかりでなく、米軍基地に対する公然たる敵愾心を鎮めるためにも、沖縄返還を早期に実現すべきだと して、最も親米的である佐藤首相が沖縄返還にその政治的生命を賭けていることを考慮すれば、日米関係の維持・ くなってきたこと。その結果、沖縄返還と核兵器と関連する議論が、貯蔵の権利に集約されてきたこと。沖縄にお する国務省の主張が強まっていたこと。 るよう交渉することで埋め合わせができるであろう、という米政府内での暫定的合意が生まれつつあったこと。そ いて恒常的に核能力を失うとしても、核の持ち込みに関する事前協議の意味について日本との間に新しい了解を得 になり、前進基地システムの役割が低下してきたため、米国防省内で沖縄に核兵器を配備する必要性の主張が少な ICBM(大陸間弾道ミサイル)による抑止力の精巧化によって米核戦略部隊の力点が米本土配備に置かれるよう

ンダムの二つに分類される。前者は、特定の問題について検討することを命じる文書である。後者は、研究メモラ ところで、ニクソン政権下の国家安全保障会議(NSC)の重要な文書は、通常、研究メモランダムと決定メモラ を下した。

号が付される。番号には、文書が作成された順序を示す以外に、特に意味はない。 ンダムによって開始された検討の結果にもとづいて、大統領が下す決定文書である。それぞれの文書に時系列に番

13)と付されたこの文書は、一九六九年五月二八日付けとなっている。提出期限の同年三月十日までに検討結果は 国家安全保障会議レビュー・グループへ送られた。そして、国家安全保障会議での検討を経て、五月二十八日まで の結果にもとづいて大統領が承認した決定メモランダムである。国家安全保障決定メモランダム第十三号(NSDM に沖縄返還などに関して米政府のとるべき立場が、大統領の承認を得て決定されたことになる。 つぎに紹介するもう一つの文書は、国家安全保障研究メモランダム第五号(NSSM-5)によって開始された検討

ている。この文書は、国務長官、国防長官、財務長官、中央情報局長官宛となっている。以下、全文である。 ニクソン米大統領の承認を得て作成された NSDM-13 は、沖縄返還に関する米政府の方針をつぎのように記し 「日本に関する国家安全保障会議の検討の結果、大統領は日本に対する米国の政策について、つぎのように決定

一、われわれは、日本をアジアにおける米国の主要なパートナーとする現行の日米関係を基本的に踏襲し、この の諸方策を探求する。 関係を米国の利益の観点から改善し、そしてアジアにおける日本の役割を次第に増大させることを求めるため

一、われわれは、現行の日米安保条約が廃棄か改定かの議題となりうるとき、一九七○年以降も改定せず現行の 条約のまま存続させることを認める。

三、われわれは、日本における米軍基地について、必要不可欠な基地機能を確保しつつ、主たる摩擦要因を削減 するため、これら基地の構成および利用に関して段階的な変更を継続的に行う。

きである。

四、われわれは、日本の防衛努力に関し適度の増強と質的改善を促がす現在の政策を継続する。その際、実施的 に強大な軍事力もち、あるいは地域安全保障上の大きな役割を担うよう日本に対し圧力をかけるのは避けるべ

な(外交)戦略文書を次官級委員会の監督のもとで関係省庁東アジア担当者グループに作成するよう指示した。 沖縄に関して、大統領は向こう数ケ月にわたる対日政策が以下の諸点を踏まえて行われるよう、そのために必要 、われわれは、米軍の使用にとって必要不可欠な点に関して一九六九年中に合意に達し、かつその時点までに 細部の交渉が完了することを条件に一九七二年の返還に合意する。

三、われわれは、沖縄にある核兵器を保持したいと希望する。ただし、沖縄(返還)交渉の他の分野で満足のい 二、軍事基地の通常の使用が、とくに朝鮮、台湾、ベトナムとの関連において最大限自由であることを希望する。 することを条件に核兵器の撤去を考慮する用意がある。 く形で合意に達するならば、大統領は、交渉の最終段階で、緊急時における(核の)貯蔵と通過の権利を保持

四、沖縄に関する他の日本のコミットメントを追求する。

署名・ヘンリー・A・キッシンジャー」

以上が、沖縄返還を決定づけた米政府の基本方針を示す文書の全訳である。

では、この文書はどうのように読めるのか、検討しよう。

そして、必要不可欠な基地機能を維持し、日本、沖縄での反基地の要求をかわすために基地の整理を段階的に行う、 え、補完する形でアジアで日本の果す役割の増大を強調する。つぎに、安保条約を一九七〇年以降も継続すること。 この文書は、前半部分にて安全保障の分野での日米間の協力・強化をめざし、具体的には米国のアジア政策を支

沖縄防衛の自衛隊への肩代わりであり、在沖、在日米軍基地への財政的支援策であろう。 器を撤去することを考慮してもよい。第四の点は、他のコミットメントを日本に求めることである。具体的には、 用が最大限確保されること。第三に、緊急時における核兵器の貯蔵権および通過権を確保できれば、沖縄から核兵 六九年中に米軍の基地使用に関する交渉が完了すること。第二に、基地の(核兵器を除く、通常の形での)自由使 後半部分での沖縄についての記述は、四つの条件をつけて米政府が沖縄返還に合意する、と言う。第一に、一九

背景として、沖縄が日本の領土の一部であると日米双方が公式に認識していることを見落とすわけにはいかない。 醬の後半部分で沖縄を別個に取り上げているからだ。また、一九六九年当時に沖縄は米国の施政権下の置かれ、特 米軍基地の機能が強化されることもありうる、ということだろう。 記述がないので不明である。明らかな点は、日本本土、沖縄の米軍基地について、その当時まで担ってきたそれぞ いたとすれば、沖縄だけを日本と切り離して論じる必要はなかったかにちがいない。 沖縄返還そのものが、当時の日米関係の試金石、あるいは新たな関係への結節点だと、特に米政府内で認識されて る在日米軍基地を日本本土にある基地だと理解したほうがいいのかもしれない。だが、一方で、沖縄返還の基本的 に軍部の記録では日本本土と沖縄のそれぞれの米軍基地が区別されていた。これらからすると、この文書で使われ れの機能を少なくとも変更しないということである。さらに、「必要不可欠」と米国が判断するときには、これら ところで、前半と後半で二度登場する「必要不可欠な基地機能」とはなにを指すのだろうか。同文書に具体的な 前半で表現される「日本における米軍基地」は、多分に、日本本土にある基地をさすのだろうと思われる。同文

(二)日本への「核持ち込み」

たとえば、一九七四年九月にラッロク米退役海軍少将が議会にて、米核積載艦船が「寄港する際に通常は核兵器を 日本への核の持ち込み疑惑は、これまで幾度となく浮上してきた。

取り外さない」と証言した。この発言によって、核兵器を積載したまま入港するのが通常であるから、日本への寄 港に際しても通常と同様に取り扱われ、日本への核の持ち込みがおこなれていたという疑惑である。

了解があったと発言した。また、一九九〇年六月、マッカーサー元駐日大使が六〇年安保改定時に日本側は米核艦 一九八一年五月には、ライシャワー元駐日大使が六〇年安保改定の際に日米間に米核艦船の日本寄港を認める口頭

発言を裏付け、いずれも文書の形を取らない日米間の了解であったことを示している。 船の日本寄港が事前協議の対象とならないと理解していたと証言している。マッカーサー発言は、先のライシャワー

置されていたと発言している。これは、核兵器が恒常的に持ち込まれていた疑惑を明るみにした。 ライシャワー発言の直後に、エルズバーグ博士が一九五九年から六一年当時に岩国沖に核兵器搭載の揚陸艦が配

方冲で一九六五年十二月、米空母タイコンデロガから水爆搭載の A4 スカイホーク機が滑り落ちる事故が発生し、 一九八九年五月に、国際環境保護団体グリーンピースが情報公開法にもとづいて入手した文書によって、沖縄東

その二日後に同空母は横須賀に入港した事実が判明した。つまり、事故が発生しなければその水爆を搭載したまま タイコンデロガは横須賀へ入港することになっていた。空母に積載される水爆は一個だけではないはずだとすれば、

事故発生直後ですらタイコンデロガは核兵器を日本へ持ち込んだことになる。

黙あるいは口頭による日米両政府の了解のもとで事実上行われてきたといえるだろう。このことと返還以前の沖縄 これらの核持ち込み疑惑からすると、沖縄返還以前において、日本本土への核の持ち込みが、形式はともあれ暗

縄への核の再持ち込みが可能となる。核兵器に関して、沖縄の米軍基地機能の本土並み化しても、つまり実質的に 返還と同時に沖縄から核兵器を撤去しても、日本本土で行われてきた核の持ち込みを沖縄にも適用することで、沖 できることになった。 何らの変更もたらさなかった。むしろ、核兵器を除く軍事行動に関して、米国は本土の米軍基地を沖縄並みに使用 に核兵器が配備されていたこととを考え合わせると、つぎのようなことがいえる。上に見た疑惑が事実だとすれば、

核の持ち込みに関する日米両政府間の了解とは、どのようなものであったのだろうか。

港の際に「核兵器の存在を肯定も否定もしない(NCND, Neither Confirming Nor Denying)米海軍の原則」を 前協議の対象となっていても、米政府が通告しなくても日本政府は構わない、ということである。 原則にしたがって、米政府は核の日本への持ち込みを明らかにしない。そして、たとえ核の持ち込みが日米間の事 尊重して、核搭載の有無を問うことを避け、自由な通行を認めてきたことを、公文書と元米政府高官の証言によっ て確認したという内容である。日本政府が米国の NCND 原則を尊重することは、核の存在を明らかにしないとう 一九九五年十月、ワシントン発共同電はつぎのように伝えている。日本政府は、米核兵器搭載艦船の日本への入

持ち込みは行われてこなかったという見解は、誤りに限りなく近い。米政府は NCND 原則の立場をとっているの 核の持ち込みが通告されたことはないという日本政府のこれまでの説明は嘘でなかったことになる。しかし、核の 通告がなければ核の持ち込みはないと、説明してきた。この NCND 原則の尊重を前提とすれば、事前協議として 民に対して、核の持ち込みは事前協議の対象であるから、核が持ち込まれる際には米政府からの通告がある、もし 譲の議題となる以前に、米国の NCND 原則によって通告されない仕組みとなっていたことになる。日本政府は国 この報道内容が事実であると裏付けられたとすると、日本への核持ち込みは、日本政府に対して米政府が事前協

たことを認める趣旨の証言、公文書が存在している。 で、核の持ち込みがあろうとなかろうと、何も言わない。しかし、先に紹介したように、日本への核持ち込みがあっ

という秘密文書へと、核疑惑の焦点は移る。 そこで、この共同電の報じる当時の岸信介首相が、六〇年安保交渉時に、米国の NCND 原則の尊重を約束した

とづいて検証することとする。 条約にある。まず、六〇年安保改定をめぐる日米間の交渉を、現時点において公開されている米国の外交文書にも 現在の日本の安全保障は、日米安保を基本とする。その枠組みは、一九六〇年一月に調印された現行の日米安保

(三) 旧日米安保体制

表明であり、また米国の軍事力に依存する戦後の日本の安全保障の枠組みとなった。 立国として戦後国際社会へ登場した。同時に、日米間で締結された日米安保条約は、冷戦の下で米国陣営への参加 九五二年四月二十八日に発効したサンフランシスコ講和条約によって、日本本土は連合国の占領を解かれ、独

る」。それに対し、米国は「平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその付近に維持する意志 よび集団的自衛の固有の権利をもつ主権国となった日本は、「その防衛のための暫定措置として、日本国に対する 権を行使する有効な手段をもたない」と述べる。つぎに、講和条約の調印により国連憲章も認めるように個別的お 武力攻撃を阻止するため日本国及びその付近(in and about Japan)に米国がその軍隊を維持することを希望す この日米安保条約は、前文と五つの条文からなる。ちなみに、現行の安保条約は、前文と十の条文からなる。 まず前文にて、「日本国は、武装を解除されているので、平和(講和)条約の効力発生の時において固有の自衛

た。

がある」と答える。ここに、日米間の合意が違した。

国における大規模の内乱及び騒じょうを鎮圧する」こと、「外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与する」 東における国際の平和と安全の維持」に寄与することと、外国による「教唆又は干渉によって引き起こされた日本 ことなど、三点を挙げている。つまり、日本に配備された米軍は、極東の平和と安全、日本国内の大規模な内乱、 第一条で、日本は米国に対し米軍の日本及び付近への配備する権利を認めた。その米軍の配備目的として、「極

日本への武力攻撃に対処するためであった。

軍の通過権を第三国に与えないことが明記されている。これは、日本に外国軍隊を配備する権利を米国が独占する 第二条では、日本は、米国の事前の同意なしに、米軍基地、基地に関する権利、機能、あるいは演習の権利、米

現行の地位協定に相当し、日本政府の義務、米軍の権利などが定められ、米軍にとってより優位な内容となってい 第三条において、配備される米軍を規律する条件は、行政協定にて定められることとなった。この行政協定は、(第1)

ることとなっていた。第五条では、同条約の発効は、日米がそれぞれ批准したときと定められた。 充分に寄与するような国連の措置、個別あるいは集団安保措置の効力が生じた、と日米双方が認めたときに失効す 第四条では、安保条約の失効を定めている。それは、この日本の区域(in the Japan area)での平和と安全に

調印当初から日本国内において、この安保条約は不平等条約だとの批判が浴びせられていた。

にあった。米国は日本防衛に関し「寄与する」とだけ定めた安保条約の他に、行政協定第二十四条は、つぎのよう それは、日本の安全保障を米国に委ねることとしながらも、米国の果す日本防衛への義務が明記されていない点

に定めていた。「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合に」、日米両政府は、 本区域の防衛のために必要な共同措置を執り、且つ、安保条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなけれ

ばならない」。

が支払うこととされた。 は、米国軍人および軍属の治外法権や日本の基地提供義務以外に、米軍の輸送、役務、儒品を調達する費用を日本 その一方で、日本は米国に対し米軍の日本配備を権利として認めていた。その具体的な内容を定めた行政協定に つまり、「寄与」、「共同措置」、「協議」だけでは、米国が日本を守る確実な保証とはならないと指摘された。

党などから、日米安保条約は批判されていた。もう一方では、不平等な内容の日米安保条約を「片務」的だと批判 する声が、保守勢力の中からも湧き出ていた。日本外交の対米従属だと批判するこれらの声は、安保条約に調印し た吉田茂の率いる自由党への不満へと連なっていた。 米国との同盟関係を軸とする片面講和ではなく、ソ連を中心とする東側陣営をも加えた全面講和を主張した社会

らに、核戦争が起こった際に日本の防衛政策がはたして有効であるのか、疑問だと考えていた。(ヨ) 受けとめられていないからだと考えていた。また、日本人は日本に配備された米軍を、日本の保護として見ると同 時に、米国の戦略に寄与し、核戦争の際には日本を危険にさらすものと捉えている、と米政府は理解していた。さ 米政府は、こうした日本国内での日米安保に対する批判を、外国からの脅威を米国が思うほどに日本では深刻に

安保条約の前文で記されている「暫定的措置」としての米軍の配備は、いずれは「見直し」が行われることを予

感させていた。

安保条約において、米国は日本に対し「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛にために漸増的に自らの實任を

「見直し」つまり安保改定へ米側が日本に課す条件となった。 負うことを期待する」ことが、同条約に明記されている。この米側の「期待」に日本側が充分応えているか否かが、

一九五四年十二月十日、吉田自由党政権に代わり、もう一つの保守勢力であった鳩山一郎を首班とする民主党政

権が登場した。

ン駐日米大使に渡し、改定交渉の準備を促した。 安保条約調印から四年後の一九五五年七月二十二日、鳩山内閣の重光葵外相は、安保改定にむけた私案をアリソ

ねるなかで検討してきただけに、間接的に米政府の意向が折り込まれていた。 れまで練りあげきた私案を、アリソン駐日米大使へ手渡した。その私案は、アリソンと個人的で非公式な接触を重 重光葵外相は、一九五五年七月二十五日、当時の日米安保条約を改定して新条約を締結するという重光自身がこ

体の段階的な撤退を秩序ある方法で実施することができる、と説明した。 て、日本国内の左翼勢力からの日米安保批判を弱めると同時に、日本自身が自国防衛力を強化しながら在日米軍全 デルとする内容となっていた。新条約の目的は、より対等な関係に日米関係を据えることとされていた。それによっ 重光の提案によると、新しい日米安保条約は米華間や米比間の相互防衛条約、あるいは ANZUS 同盟などをモ

て毎年、日米間で行われる交渉をなくすことになる、と力説した。 さらに、副次的ではあるが、新条約によって在日米軍への日本政府による防衛分担金などを含む防衛費をめぐっ

していた。重光は、八月末の訪米に際して、日米間の議題として安保改定を取り上げたいとの意向を持っていた。 ることになる。重光は、この点について、状況が変わったので現政権は狭い憲法解釈を取らないであろう、と判断 重光の提案する相互防衛条約は、当然のこととして、集団的自衛権を禁じていると解釈される憲法九条に抵触す

だ、と強調した。 本国民の目に写るときのみ、日本の利益に最大限に適うと判断されるので、新条約は実現するだろう、と述べてい 討に価する、とアリソンはコメントした。新条約に向けての交渉が日本側のイニシャティブで進められていると日 獲得したと見えるようにすることにあるという。重光の個人的な提案となっているが、米政府のハイレベルでの検 た。もし米国との相互防衛同盟に日本を組み込むことが米国にとって最善の利益だとすれば、新条約の検討は有益 アリソンによれば、新条約への基本的な動機は、少なくとも日本国民の目に日本政府が独立性のより強い立場を

の目的に基づいているのであって、付随的に日本防衛のためとなっているにすぎないと、次第に多くの日本人が思 れとなり、基地を有効に使う方法さえ失うだろう。 いはじめている。こうした傾向は、今後二年間も続くであろう。そうすると、米国のもっている権利はただの紙切 その背景には、アリソンが次のように日本人を観察していたからである。在日米軍の存在理由が第一義的に米国

安保を不平等条約だという批判が存在しており、いずれ改定を求める声が髙まるだろうから、相互防衛条約の可能 して、米国の核兵器持ち込み(bring nuclear weapons into Japan)について承認できないとの鳩山首相の国会 性を探る検討にを入る決定を求めた。その際に考慮すべき六つの点を挙げ、利点、不利な点を指摘している。 長官宛てのメモが明らかにしてくれる。ロバートソンはダレスに対し、日本では社会党や保守勢力の一部から日米(ミュ) て発言を例に挙げ、在日米軍基地の使用に関する制約が生じていることを指摘した。 まず、米国の現行の権利は、最大限以上に広範にわたっているが、現実には幻想の部分もある、と言う。理由と 国務省内での検討について、アリソンからの報告に関するロバートソン国務次官補(極東担当)からダレス国務 アリソンは、重光の安保改定提案を日米関係の新たな状況と捉え、真剣な検討の必要性を国務省へ訴えた。

は、米国の安全保障を維持するために、攻撃によって日本の支配を得ようとする侵攻軍に対して戦うことは必要で 第二に、現在、日本防衛の義務を米国は負っていない、と述べる。だが、国家安全保障会議で決定した対日政策

あると記していることを挙げた。

場の滑走路延長や実弾発射訓練場への強力な支持を日本政府は行っている、と日本の防衛努力を評価する。 リピンの十万弱の兵力に比べるとその規模の大きさが理解できるだろう、と言う。さらに、米軍の必要とする飛行 るかである、指摘する。つまり、自由党と民主党に分裂した保守勢力の合同の実現こそが安保改定の鍵だ、と言う。 第四に、相互防衛に関する日本の貢献はわずかでしかでないが、日本はすでに十九万三千の兵力を定員化し、フィ 第三に、実際的な問題として、現在の日本政府がこうした条約を国会で批准させるだけの強固な基盤を持ってい

団安保に日本を組み込むという米国の目的は大きく前進する、と述べる。

第五に、もし集団安保の資任を果すような内容の条約を日本国民が承認するのであれば、太平洋地域における集

大きな打撃を与えることになろう、と言う。 第六に、もし日米間で相互防衛条約を結べば、日ソ交渉を通じて極東に影響力を行使しようとするソ連に対し、

を含む集団安保体制や対ソ戦略上の利点を考慮すれば、国防省との間で、安保改定の全体的問題を取り上げて注意 以上の点から、ロバートソンは基地使用権の制限や保守勢力の分裂などの不利な点もある、と言う。だが、日本

深い検討に入るべきだと勧告した。

日本の国会で条約が批准されるためには、民主党および自由党から強固な支持を得なければならない、とダレスは 当時の日米安保を相互防衛同盟へ代えていくことについての賛成と反対の意見を検討しているが、いずれにせよ、 ロバートソンからの勧告を受けてダレスは、次のように訓電をアリソンへ送った。(3)

述べる。

も、ダレスはアリソンに対し重光案の行方を注意深く静観し、個人的な関係でもって重光との接触を続けるよう命 したがって、日本の国内で新条約を受け入れる準備が整うまで、改定交渉を取り上げるにはいかないとしながら

(四) 重光の訪米

じていた。

葵外相(岸信介民主党幹事長、河野一郎農林大臣らが同行)との日米会談について、国務省極東局の担当官による 一九五五年八月二十四日の正午。米国務省内で、八月二十九日から三十一日にかけてワシントンを訪問する重光

ダレス国務長官へのブリーフィングが行われた。 なぜ外務大臣の訪米にこうした同行者がいたのか。アリソン駐日米大使は、この訪米団の性格を国務省へつぎの

ように報告している。

内政治の動きにある。岸、河野らが同行するのは、政治的ライバルが米政府との話し合いから他のライバルを出し 重光訪米の目的は重光自身の個人的な政治影響力を高め、鳩山一郎民主党政権を強固にする手段という日本の国

抜いて政治的得点を重ねることへの相互監視である。

る役割を担う重光であったが、この訪米は国内政治上での彼の政治的基盤の弱さを露にしてしまったといえる。 次官補代理は、在日米軍の撤退が日本人の圧倒的希望であるので、「政治的な見返り」がない限り相互防衛条約が ここでいう政治的ライバルとは、鳩山、重光、岸、河野らである。確かに、外務大臣として日本外交を取り仕切 ブリーフィングでは、主として相互防衛条約、防衛費用、戦争犯罪人の三点が取り上げられた。シーボルト国務

国民から支持されない、と指摘。 したがって、現民主政権が安保改定を進めることができるのか疑問だ、

た

が必要とされるのに対し、日本では無制限に兵力を決める権利を米国が持っている、と述べた。この「協議」権が アジア部長代理は、駐留する米軍兵力の変更に関してフィリピン、韓国との防衛条約では「協議(consultation)」 日本側との駆け引き材料になりうる、とへメディンジャーは指摘する。 ダレスは、その「政治的見返り」になりうるものを米国の日本防衛義務だと考えていた。ヘメディンジャー北東

湾を除く日本と西太平洋の米国領に限定するように求めてくるだろう、と述べた。ダレスによれば、当時の日本が ても、鳩山政権がそれを受けとめて継続するだけの政治的基盤を持っている否かであった。つまり、米軍への防衛 りようが中心的話題となった。ダレスにとっての関心は、日本の要求する在日米軍への防衛分担金の削減に譲歩し 分担金を削減する代わりに、これまで以上に日本の防衛力を強化することができる政権であれば、米政府にとって 何らの防衛コミットメントを約束してことと比べると、この限定的コミットメントは前進だと考えられた。 防衛費用については、在日米軍の撤退への日本政府の理解と米軍の撤退に伴って必要となる日本の防衛努力の在 相互防衛の範囲について、フィン日本課員は、日本が相互防衛条約下での日本の防衛コミットメントを韓国、

らの譲歩を引き出せずに終わった。それは、 の前の吉田茂自由党政権も、防衛分担金の削減を求めて日米交渉に臨んだが、日米間で深刻な緊張が生じ、米側か スのいう「譲歩してでも支援するに価する政権」だと見なされていなかったことを物語っている。 防衛分担金をめぐる問題は、 日米間の新しい事態ではなく、安保条約締結時から毎年のことであった。鳩山政権 吉田が政権を投げ出す結果を招いた。 吉田政権が、その時点で、ダレ

分担金の削減という譲歩をおこなってもその政権を支援するだけの価値があると、ダレスは考えていた。

理を日本政府へ移せるかについて検討を要す、とダレスは述べている。 主張に対し、ダレスは敗北者へ勝者の意志を押しつけているのか否かで判断されるべきだと言う。戦争犯罪人の管 戦争犯罪人については、ドイツの戦争犯罪人との比較を政治的に考慮して検討されるべきだとするシーボルトの

揮される場面でもあった。 る。ダレスは米政府を代表してサンフランシスコ講和会議への道を指揮しただけに、彼の政治的、外交的手腕が発 国務長官のためのブリーフィングであったが、以上の文書は対日政策におけるダレスの主導権の強さを印象づけ

(FEC、司令部は東京) は、米統合参謀本部に宛てて、日本の政治状況をつぎのように記している。 米軍部は、日本の防衛力強化をどのように判断していただろうか。東アジアに配備された米軍を指揮する極東軍

明してくれない点にある。在日米軍は安保条約に基づいて配備されているので、反対できないといった「後ろ向き」 府の立場も強化されよう。ワシントンで重光に対して、日本政府が「積極的」な態度を取るよう強調すべきだ、と な状態から抜け出るには、国民の前で日本政府が米軍の存在を「積極的」に評価することである。そうすれば、政 の弱さゆえに米軍支持を表明するのは政治的に愚かな選択になるという恐れから萎縮した結果なのだ。「後ろ向き」 のコメントが、日本人からよく出る。多くの場合、これらは米軍へを不支持からではなく、政権にある政党の基盤 米極東軍は勧告している。 日本における米軍の最大の弱点は、米軍の存在を第一に日本の利益に適い、望ましいものだと日本政府が公に声

増強し、総額二千億の規模の内容であった。この防衛力強化に伴い、米地上部隊の全面撤退を求める内容となって 鳩山政権下で検討されてきた防衛力整備六ヶ年計画は、陸上十八万、海上一八〇隻、航空千二八四機へそれぞれ

いた。

する方針であった。また、在日米軍への防衛分担金の削減を認めると同時に、その削減額以上の日本の防衛力予算 それに対し、米極東軍は、地上戦闘部隊撤退を計画していたが、航空基地、海軍基地、兵站基地を引き続き維持

米安保改定の実現は、こうした日米関係への試金石として米政府から見なされていた。 益に適うと理解し、日米関係こそが最重要だと捉え、日本の防衛力増強をすすめる政権の登場を期待していた。日 国務省と極東軍は、日本の国内の政治的安定が不可欠である、と認識していた。そして、米軍の配備を日本の利

よび小笠原について話し合いがなされた。 した。第二日目に、日米安保が議題に取り上げられた。第三日目に、日本経済、日本の対東南アジア貿易、沖繩お 側が聞き役にまわった。日ソ交渉、日本国内の政治状況についてはダレスが質問し、重光外相が説明する形で進行 第一日目には、対ソ政策、軍縮、共産中国、日本の役割などを取り上げてダレス国務長官が主として述べ、日本 重光・ダレス会談は、一九五五年八月三十日から九月一日の三日間にわたって、米国・ワシントンにて開かれた。

三日目に取り上げられた沖繩・小笠原について紹介する。 の対外関係、一九五五年から五七年、日本編』(第二三巻)に収録されているので、ご参照)。次週に、同会談のの対外関係、一九五五年から五七年、日本編』(第二三巻)に収録されているので、ご参照)。次週に、同会談の ここでは、二日目の安保改定を取り上げることとする(ちなみに、同会談記録は米外交文書を編纂した『合衆国

らダレス国務長官、ロバートソン国防次官、ラドフォード統合参謀本部議長らが参加した。 安保改定が議題となった会談には、日本側から重光外相の他に同行した河野農水相、岸民主党幹事長、米国側か

代表してラドフォードは、日本の軍事力増強が図られるのと同時に米地上部隊の段階的撤退が米国の政策であると 安保改定の議論は、日本の防衛力六ヵ年計画について重光の説明でもって始まった。在日米軍について、軍部を

現在のところ、野党の勢力が強いため、日米の新安保条約が国会で批准を受けるには疑問だ、また日本の防衛力増 られた憲法と他の法律によって、日本国内で高まる共産主義活動の脅威に効果的対応措置をとれない状態を挙げた。 得て新条約が日本で受け入れられるとは思えないことを挙げた。それに対し、重光は改定理由として、占領下に作 述べた。安保改定についてダレスは、現時点では時期尚早だと発言した。理由として、批准に必要な強固な支持を 強はまだ不十分だという理由を挙げて、ダレスは重光の安保改定提案を拒絶した。 日本に対し一九五二年の安保条約の前文が述べる日本の防衛責任を果たす能力と意志を高めて欲しい、と。だが、 は、日米間の強固な協力基盤であり、条約批准がスムーズに進められるような国民的支持が不可欠だと言う。また、 ダレスの強調した点は、日米間の協力と貢献であった。重光が提案するような相互安保条約において重要なこと

改定交渉は時期尚早だが、安保改定への必要な条件の検討は可能だ、と付け加えている。 持ち、日本国内で野党勢力に負けないだけのまとまりのある反共勢力が創りだされたときだ、と述べる。そして、 安保改定への前提についてダレスは、日本が自国防衛への適切な貢献を行い、米国との健全なパートナー精神を ダレスと重光は、日本が防衛力増強をすすめ防衛費任を果たしながら、同時に在日米軍を削減できるよう両政府

が協力すべきだという点で一致した。

おいて、当時の日米安保条約にもとづいて駐留する在日米軍の存在は独立国家としての日本を米国へ従属せしめて 方に不満を抱いていた。 いるとの批判が根強くあった。米政府、とりわけ米軍部は、在日米軍の役割に対するこうした日本側の理解のあり だが、具体的な防衛力増強と防衛責任とは何かについて日米間で合意が出来上がってはいなかった。日本国内に

方で米国の日本防衛義務を求め、他方で在日米軍の地上部隊撤退を要求する日本政府に対し、米軍部からつぎ

ような批判がおこなわれた。

計画を批判した。また、空軍力、海軍力を強化すべきだと注文をつけた。 る在日米軍七万の兵力のうち半分は、兵站などの支援部隊であることを指摘して、兵站機能を考慮しない日本側の 必要とする米軍の来援と、日本が要求する在日米軍の地上戦闘部隊撤退との関係についてラドフォードは、駐留す 摘する。日本独自の防衛力では不十分であり、日本は米国の軍事的支援が必要である、と言う。有事の際に日本が 統合参謀本部議長のラドフォードは、日本政府の防衛計画による防衛力では外部からの脅威に対処できないと指

ドで実施されるかもしれないと述べ、日本政府に防衛力増強を急ぐように求めた。 ドは米国自身の必要性から米地上軍の日本からの撤退を計画しているが、それは日本の防衛力増強を上回るスピー 本の経済的、産業的能力からすると依然として小さい、とラドフォードは日本の防衛力を評す。最後に、ラドフォー であった。確かに、NATO(北大西洋条約機構)加盟国などの一部に比較して日本の防衛力は高まっているが、日 ラドフォードの主張は、日本が撤退する米軍の戦力を補えるまでの防衛力にまで拡充・強化すべきだということ

に関する日米の合同委員会の設置であった。 そこで日米間でひとつの合意が形成されることになる。それは、後に日米安全保障委員会と呼称される防衛問題

重光が日本の軍事支援能力を向上させる方法を尋ねた際に、ラドフォードから日米間の協議機関の設置のアイディ

アが出された。

同委員会の設置を提案した。ロバートソンによれば、同委員会は行政協定にもとづく諸取り決めに抵触するような 議題を取り上げるのでなく、軍事面に限定した共通の防衛問題について議論する場として考えられていた。 国防次官のロバートソンは、米側から駐日大使と米極東軍総司令官、日本側から外務大臣で構成される日米の合

同意したことで、同委員会の設置へ向けての作業が開始される。 安保条約に向けた検討も加速されるであろうと述べた。それを間接的に重光の要求に妥協したと受け取った重光が ロバートソンは、同委員会の第一義的な仕事は防衛問題だが、同委員会が日本の防衛力増強の促進につながれば新 は同意した。さらに、重光は同委員会で将来の条約機構を譲題として取り上げることができるようにと要求した。 それに対し、重光は政府間協議ではなく両国政府へ勧告する性格の諮問委員会を主張した。それにロバートソン いうならば、同委員会は日本の防衛力増強計画に対して米政府が注文をつける窓口として構想されていた。

は、日米それぞれが安全保障の観点において何を要求しているのか、日米間の相異点を鮮明に浮き彫りにした。 重光がめざした安保改定の交渉開始という課題は、以上見たように米政府に相手にされなかった。だが、同会談

(五) 日米安保の障害

のそれぞれの考え方の違いを浮き彫りし、その問題点を明らかにしている。 一九五五年八月三十日のダレス・重光会談でかわされた安保改定の議論は、日米安保体制についての日米両政府

安保条約に代えてより対等な相互防衛をめざす新条約を結ぶ交渉を求めた。 重光外相は、不平等、対米従属から脱すべきだとする当時の日本のナショナリズムの背景にして、一九五二年の

日本の防衛力強化がストレートに構想されるのであった。 く在日米軍の存在は、目に見える形で日本のナショナリズムを刺激していた。在日米軍の撤退を要求するためにも、 ことで、より対等な相互防衛条約を結ぶことができると考えていた。当時の国内政治環境として、占領から引き続 その条件として、重光を含め当時の保守勢力の一部は、日本の軍事力を高め独自の防衛力の拡充・強化を進める

軍事同盟によって成り立っているにもかかわらず、日本の防衛力の強化は依然として不十分だと見ていた。 保条約の改定ないしは新条約の締結がタイミングの問題として浮上すると考えていた。また、日本の防衛は日米の ダレスは、日米間にとって重要なのは協力関係の構築だと強調した。強固な日米関係が築かれた上で、当時の安

と主張していた。 における米軍の役割を果たすために、米国は海軍、空軍、兵站などの基地を日本に置くことが不可欠だと考えてい た。さらに、在日米軍の地上部隊の撤退は、日本政府との調整で決まるのではなく、米国自身で決めるべきことだ 安保改定へのタイミングとは、米国から見ると日本の防衛力強化の達成度にかかっていたのである。日本の防衛

協力であった。 揺るがない日米の協力関係構築に向けての作業である。安全保障に限っていうと、日本の防衛力増強と日米の軍事 これらの論点を考慮に入れると、日米安保体制をめぐって日米両政府が着手すべき課題が見えてくる。それは、

どう説明するのかが問題となる。ダレスは憲法の規定をとらえて、現状での相互防衛条約への困難さを指摘した。 防衛のために派兵するのか、と尋ねている。重光は、現憲法下でも派兵できると述べた。日本の軍隊は自衛のため ことであった。 と、その問題は憲法解釈によって禁じられていた集団的安全保障へ、解釈の変更により踏み込むことか否かという ではあるが、米国との協議でもって派兵できる、と重光は苦しい説明をしなけらばならなかった。単純化していう ところで、重光の提案した日米の相互防衛条約へと発展するためには、海外派兵を禁じた日本の憲法との関係を たとえば、ダレスは次のような質問をした。もしグアムが攻撃されたら、日本はグアム(米国領)つまり米国の

同席していた岸信介民主党幹事長は、安保改定には国民の生活向上を実現する経済の再建、保守・反共勢力の結

集、そして防衛力の拡充・強化がなされなければなならないと発言している。それらが実現すると、在日米軍の撤 退と日本の憲法改正が促進されるだろうと述べた。まさに、日本政府が今後手をつけるべきことの自覚の表明であっ

予め準備していた要望書を日本側が提出して読み上げることから始まった。こうしたやり方は、この会談中に他の 沖縄と小笠原については、翌日の第三回目のダレス・重光会談にて話し合われている。それは、同問題について

議題でも取られていた。

政府の喚起すら求めた。 縄へ多大な国防予算を投入していることを挙げ沖縄返還を求めるのは日米共通の利益をならないと、ダレスは日本 指摘し、これが現時点でできるすべてだと述べて、返還の意志のないことを明言した。日本政府に対し、米国が沖 スは、奄美諸島を返還(一九五三年十二月)したので、講和条約時に比べて米統治地域は小さくなっていることを の地位を変更するような検討を行う用意はないことを日米の相互理解のために明確にしておきたいと述べた。ダレ 沖縄、小笠原の返還準備を求める日本側に対し、ダレスは沖縄(当時、米政府は琉球という呼称を用いている)

するだけでなく、沖縄統治への日本政府の介入を最小限に抑えていこうとする米政府の姿勢を明らかにした。 での検討を約束すると同時に、日本政府からのアドバイスという形の協力を述べただけであった。沖縄返還を拒否 さらにダレスは、日本が沖縄に潜在主権をもっていることを確認して、沖縄住民の国籍問題については米政府内

住んでいた欧米系の住民は、戦後いち早く帰島を許されていた)。ダレスは、軍事施設をおき小笠原諸島を管理す る米国防省が安全保障上の理由から、これら日本人旧住民の帰島に反対していることを伝えた。硫黄島以外の軍事 小笠原については、戦前これらの島々に住んでいた日本人が帰島を求めていた(日本人の入植以前から小笠原二

検討を始めたいと答えるにとどまった。 施設のない島へ日本人旧住民が戻れるよう検討してほしいという重光の求めに対し、ダレスは国務・国防の両省で

えていた。この会談を通じて、ダレスは沖縄の日本への返還を拒絶しただけでなく、沖縄統治に日本政府の介入を ダレスは、小笠原について強い関心を持っていなかったのに対し、沖縄の米軍事基地は日米にとって重要だと考

認めない米政府の方針の確認した。さらに、沖縄基地が日米の共通利益であるとさえ力説したのである。 それに対し、重光が沖縄返還を日米間で解決されるべき問題と考えていたことは、会談の議題に取り上げたこと

る日本の要望書を読み上げると残りは、ダレスの発言を聞くだけに終始したからである。 から明らかであろう。しかし、それが高い優先度を与えた問題であったかというと疑問である。沖縄の返還を求め

沖縄返還をその視野に十分入れてはいなかった。 あった。米国との対等性を求める原動力となった当時の日本のナショナリズムは、日本の領土回復という意味での 日本占領を解かれてから三年目の一九五五年における日本の課題は、より独立した日本の地位が何よりも重要で

おわりに

ろ、証拠を挙げて明確なことをいえない。だが、現時点で明らかにされていることに基づいて、沖縄への核兵器配 いつの時点から、米軍は沖縄に核兵器を持ち込み、貯蔵を開始したのだろうか。結論を先に言うと、現在のとこ

備について整理をしておこう。

配備し始めた。だが、八月に日本の降伏を迎えると、戦闘機など戦術飛行機が代わって配備された。一九五〇年の 九四五年四月に日本軍から奪った嘉手納飛行場を整備し直した米軍は、日本本土爆撃のために B-29 爆撃機を

して沖縄が必要であったことに他ならなかった。

朝鮮戦争勃発に伴って、再び爆撃機の出撃基地として嘉手納基地が使われることになった。それは、朝鮮戦争の遂

行をためだけでなかった。

破壊された飛行場施設を含む米軍基地を恒久的施設へと建設することになった。それは、対ソ戦略上、前進基地と などに並んで沖縄の前進基地が不可欠であった。沖縄においては、一九四八年から四九年にかけての台風によって 施設を破壊することでソ連を抑え込めると考えていた。そのために、米国は地上兵力よりも空軍力の増強に努めた。 (8) に顕在化した米ソの冷戦に対して、米軍部は第二次大戦時に効果を発揮した空爆力によってソ連の産業施設、軍事 当時の航空機の航続距離が短かったことから、対ソ戦略上、米国は前方基地を必要としていた。英国、エジプト 当時の米軍部は、空からの爆撃力でもってソ連に軍事的に対抗できると考えていた。一九四八年のベルリン封鎖

た。すくなとも一九五〇年まで、米国は依然として非核の通常型兵器を戦略の中心に位置づけていた。 有する核爆弾は少量でしかでなく、核爆弾だけで二億の人口のソ連に対し大量破壊をもたらす能力をもっていなかっ だが、当時、米軍部は核兵器を軍事戦略の中心に据えることにそれほど関心払っていなかった。当時の米国の保

易になった。つまり、軍事戦略は科学技術の発展を後追いして展開した。 制 米国の核兵器開発は、他の産業における科学技術の発展と平行して展開していった。効率のよい核爆弾の生産体 核爆弾の強力化と軽量化により、低コストで大量の核兵器の配備が可能となり、しかも航空機による輸送が容

核爆弾搭載型の B-47 戦略爆撃機が沖縄・嘉手納基地へ配備されたことは、沖縄に核兵器が貯蔵されたことを裏付 この間に、沖縄に配備された爆撃機に核兵器が搭載されるようになったと考えるのは論理的である。とりわけ、

けているいるだろう。

六

いう考え方から構成されていた。 器を中心に据えた軍事戦略を模索していた。後に「ニュー・ルック」戦略と呼ばれるアイゼンハワー政権の軍事戦 学んでいた。戦争は政治的、軍事的、経済的悲劇を招くということであった。こうした戦争を避けるために、核兵 一九五三年一月に誕生した米・アイゼンハワー政権は、前トルーマン政権期に米国の行った朝鮮戦争から教訓を 「大量報復」できる軍事能力の保有を通じて、米国を中心とする「自由陣営」への攻撃を「抑止」できると

であった。つまり、強力な軍事力を持てば、他からの侵略を防止できる、という考え方であった。 の政治目的とは、「抑止」である。これは、古くから指摘されてきた「平和を欲するのであれば、戦争に備えよ」 に使えるのか、この目的のためには核兵器の配備をどうすべきなのか、ということへの回答として準備された。こ 生み出したのは、軍部ではなく、政治家たちであった。「ニュー・ルック」戦略は、核兵器がどのような政治目的 めざして進められた。この「抑止」とは、もしソ連が米国を中心とする西側陣営へ侵攻しようとしても、米国は大 配備の方法は、核兵器の増産を行い、それによって可能となる「大量報復力」に支えられる「抑止」力の構築を アイゼンハワー政権の「ニュー・ルック」は、冷戦と核兵器とを結び付けた公式の戦略として登場した。それを(*)

る。いわば、西側陣営の中心である米国の役割という政治目標を実現する方法であった。 「ニュー・ルック」戦略は米人の犠牲を最小限に抑える戦略だと考えられた。 量の核兵器を持っているので、その「報復力」を恐れてソ連は侵攻を放棄せざるえない、という論理から構成され ことができた。さらに、朝鮮戦争のように多くの米国の若者の血を流したことに比べると、核兵器を中心に据えた また、経済的にも、核兵器生産が低コストとなれば、軍事費や兵力の削減を実現し、国内的に多くの支持を得る

「ニュー・ルック」戦略下において、核兵器の前進配備が必要か否かについての検討がおこなわれていた。米空

成していた。

軍の依頼でランド研究所は、一九五一年に海外の置く空軍基地を最も効果的に使用する方法に関する研究報告を完

を爆撃機の給油地として使うよう勧告していた。 すると、後者がより高くつく、と研究報告書は結論づけた。そして、戦略爆撃機を米国本土に配備して、海外基地 ソ連周辺に前進基地を建設して米空軍の空爆力を強化することと、ソ連の攻撃から前進基地を守るコストとを比較 当時、経済学者から核戦略家に転じていたアルバート・ウォールステッター氏を中心に報告書がまとめられた。

沖縄返還へ導く素地をつくったと指摘されている。 一九六〇年代後半に彼が、沖縄に核兵器を置く重要性は失われていると発言していたことが、米軍部を「核抜き」 ところで、このウォールステッター氏は、後の沖縄返還の実現に影響を与えた人物のひとりとして知られている。

たといえる。 けれたこどからすれば、沖縄の嘉手納基地は米本土より優先的に扱われ、核攻撃を行える爆撃機の出撃基地であっ ル・ナイキの沖縄配備が発表されている。米本土の戦略空軍基地への防空用ミサイル配備が一九五〇年代末まで続 ころ公文書から確認できていない。だが、海外基地でありながら、一九五五年九月に基地防空のための迎撃ミサイ ランド研究所の報告費に基づいて、沖縄の嘉手納基地が爆撃機の給油地に位置づけられたかというと、現在のと

空基地として位置づけられたことを物語っている。 した。それは、嘉手納基地が大型の核爆弾による戦略爆撃ではなく、小型化した戦術核爆弾による攻撃を行える航 | 九五四年十月に、戦闘爆撃機から構成される第十八戦闘爆撃航空団が、これまでの爆撃機からなる部隊と交代

- 1 朝日新聞社大阪本社「核」取材班『核兵器廃絶への道』(朝日新聞社、一九九五年)一九一頁-二〇五頁。
- and 29, 1971, US Government Printing Office, 1971 Committee on Foreign Relations United States Senate, Ninety-Second Congress, First Sessino, October 27, 28 2 ジョンソン次官の背景説明はつぎの印刷物に収録されている。Okinawa Reversion. Hearings before the
- より。 3 中野好夫『沖縄と私』(時事通信社、一九七二年)九四頁。引用は、雑誌『世界』一九七〇年三月号および同年四月号
- $\stackrel{\frown}{4}$ National Security Study Memorandum5 (January 21, 1969) in NSC file, RG 273, National Archives II,
- (5) プリシラ・クラップ「沖縄返還交渉ーワシントンにおける官僚間の相互作用、一九六六年-六九年」(日本国際政治学
- 会編『国際政治』五十二号、一九七五年)。 (Φ) National Security Decision Memorandum 13 (May 28, 1969) in NSC file, RG 273, National Archives II,
- College Park (~) National Security Decision Memorandum 13 (May 28, 1969) in NSC file, RG 273, National Archives II,

College Park

九年五月一五日、一五時四九分。全訳は、以下の通り。 (当時)ら三人の髙官が承認する一ページの同文醬は、「日本:一九六五年核兵器紛失事故」と題されている。日付は、一九八 面公開された。「国務長官宛て簡潔に重要事項を伝える Night Note で、日本部で作成、元駐日公使のクラーク次官補代行 (8) この文督は、国際環境保護団体グリーンピースが情報公開法にもとづいて請求したもので、一九九四年五月二四日に全

コミもかなりの報道をおこなった。この空母が二日後に横須賀に停泊した事実は、米国の核搭載可能艦船が核艦船通行に関する 「日本の沖縄東方海上八○マイル沖での米海軍機と水爆の紛失に関する報道は、 日本において強い不安を惹き起こし、 米マス

し、NCND を厳格に維持することの重要性を強調した」 とともに、事故に関するさらに詳しい内容を国会での利用のために日本政府へ提供した。日本政府は、この追加情報を高く評価 日本の政策を日常的に『無視』しているとの疑惑に油を注いだ。加えて、核兵器搭載に関する元乗組員のマスコミへの証言は、 核兵器の存在に関して肯定も否定もしない(NCND)とする米国の政策への圧力を高めた。われわれは環境への影響評価(無害)

Ξ

- (9) 琉球新報、一九九五年一〇月二八日付け。
- Japan)「一九五一年九月八日、サンフランシスコにて調印。一九五二年三月二〇日、米国上院が批准。一九五一年一 一月 一九 日、日本が批准。一九五二年四月二八日、ワシントンにて批准暬の交換。一九五二年四月二八日、発効。 (10) 「アメリカ合衆国と日本国都の間の安全保障条約(Security Treaty Between the United States of America and
- 東京にて調印。一九五二年四月二八日、発効。 Article III of the Security Treaty Between the United States of America and Japan)」 | 九五二年二月二八日、 (11) 「日本国とアメリカ合衆国都の間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(Administrative Agreement Under
- (12) 行政協定、第二五条。
- 13 NSC 5516/1 (April 9, 1955), p.5-p.6, in 092 Japan (12-12-50) B.P.Part 2, JCS 1958, RG 218.
- (4) John M.Allison
- Microfilm roll #37, National Archivies <u>15</u> Incoming Telegram to Dulles from Allison, 794.5/7-255, Central File, State Department, RG 59,
- Microfilm roll #37, National Archivies. Incoming Telegram to Dulles from Allison, 794.5/8-455, Central File, State Department, RG 59,
- Secretary of State (794,5/7-2855), FRUS, 1955-1957, Vol.XXIII, p.78-p.80. (云) Memorandum from the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the
- 鳩山首相の衆議院決算委員会での発言(一九五五年六月十七日)、重光外相の衆議院決算員委員会での発言(一九五五

体制史』第二巻、三省堂、一九七一年、一五五頁から一五六頁。 年六月二七日)、鳩山首相の参議院内閣委員会での発言(一九五五年七月二七日)など、末川博・家永三郎監修『日米安保条約

- Microfilm roll #37, National Archivies. (2) Outgoing Telegram to Allison from Dulles, 794.5/8-155, Central File, State Department, RG 59,
- 1955-57, Vol.XXIII, p.84-p.88. (S) Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, August 24, 1955, Noon, FRUS,
- (되) Foot note 2' FRUS, 1955-57, Vol.XXIII, p.85.
- after Ambassador to Australia 22 William J. Sebald, Deputy Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs to March 19578; there-
- from January 1955 23 Noel Hemmendiger, Deputy Director of the Office of Northeast Asian Affairs, Department of State,
- after Special Assistant to the Deputy Under Secretary for Political Affairs. (전) Robert B. Finn, Officer in Charge of Japanese Affairs, Department of States, to February 1956; there-
- (원) Cable from FEC to DA (C 73710, 19 August 1955) in 092 Japan (12-12-50) sec. 21, JCS 1954-56, RG 218,

National Archives

- National Archives (%) Cable from FEC to DA (C 73761, 24 August 1955) in 092 Japan (12-12-50) sec. 21, JCS 1954-56, RG 218
- Office, Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol.XXIII (Washington, DC: Government Printing 1991) p.90-p.116
- Reuben B. Robertson, Jr., Deputy Secretary of Defense, August 1955-April 1957
- 29 Admiral Arthur W. Radford, USN, Chairman of the Joint Chiefs of Staff to August 1957

37

<u>30</u> 岸は、帰国後、日本は極東における米政策の要石だと発言している(FRUS, 1955-57、Vol.XXIII, p.121.)

三四

- 31 FRUS, 1955-57, Vol.XXIII, P.115-P.116
- 32 Harry R. Fletcher, Air Force Base: Air Bases Outsied the United States of America, Vol.II,
- (Washington D.C.: Center for Air Force History, United States Air Force, 1993) p.62-p.63 33 Michael Mandelbaum, The Nuclea Question: The United States and Nuclear Weapons, 1946-1976 (New
- York, NY: University of tCambridge, 1979) p.44.
- itution, 1987) p.26. Steinbruner, Charles A. Zraket eds., Managing Nuclear Operations, (Washington DC: The Brookinngs Inst <u>34</u> Donald R. Cotter, "Peacetime Operations Safety and Security", in Ashton B. Carter, John
- 35 Mandelbaum, op.cit.p.45
- 36 Mandelbaum, op.cit.p.46-p.54. NHK取材班『戦後五十年、その時日本は-沖縄返還、列島改造』第四巻、

(NHK出版、一九九六年) P.104-P.107.

- 38 中野好夫編『戦後資料・沖縄』(日本評論社、一九六九年)一七二ページ。
- 39 JCS 2277/37 (28 August 1958) "NikeHercules-Bomarc Deployment" in CCS471.6 (5-31-44) Sec. 20, JCS
- 1958, RG 218' National Archives.
- Fletcher, op.cit.p.64